

全 社 協

Action Report

臨時号
第 8 報

2019（令和元）年 10 月 24 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

総務部広報室 z-koho@shakyo.or.jp
TEL03-3581-4657 FAX03-3581-7854
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル

台風第 19 号による被害状況等

時間の経過とともに、台風第 19 号による深刻な被害が明らかになってきています。東日本の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害等の甚大な被害が発生しており、10 月 19 日時点で 14 都県の 391 市区町村に災害救助法の適用が決定されています。

内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/>

全社協では、8 月 28 日に九州北部の豪雨災害に対応して設置した災害対策本部（本部長：寺尾 徹 常務理事）を継続しており、今回の台風被害についても本対策本部において全社協構成組織をはじめ、関係機関と連携して被害状況やニーズの把握等を行っています。

また、10 月 18 日には、被災地で厳しい状況にある被災者支援を継続的に行っていくための財政措置等が早急に講じられるよう、「令和元年台風第 19 号等被災地支援活動に関する緊急要望」を全社協 清家 篤 会長参加のもとで行いました。

<被害および支援活動の状況>

■ 社協・ボランティア関係

○ 県社協・被災地社協の動き

被災地の社協では、台風が通過した 13 日から被害状況の把握等を行っていますが、河川の氾濫等によって甚大な被害が生じている地域を中心に、未だその全体像を把握するまでに至っていない地域もあります。

10月23日までに被災地の都県・指定都市社協から寄せられた情報によれば、最大で97市区町村に災害ボランティアセンターが設置され、現在も78市区町村で活動が継続しています。また、10の自治体では通常の社協ボランティアセンターで支援活動を行っています。

なお、すでに災害ボランティアセンターの19か所、社協ボランティアセンターの6か所は活動を終了していますが、この間活動を行ったセンター数をみると東日本大震災に次ぐ規模となりました。

設置された災害ボランティアセンターでは、被災者の支援ニーズ把握とともにボランティアによる支援活動が行われています。

これらの状況を踏まえ、本会では、全国的な支援体制の構築とともに今後の支援の進め方等について協議するため、「災害対応ブロック幹事県・市社協会議」を10月17日に開催しました。

今後、被害が甚大で県内だけでの対応が困難な福島県、栃木県、長野県の3県に対しては、災害ボランティアセンターの運営支援等のため他ブロック社協職員の応援派遣を行うこととしました。

■被災地のボランティア募集状況等は、全社協「被災者支援・災害ボランティア情報」(<https://www.saigaivc.com/>)をご参照ください。

● 感染症予防にご協力ください

各地でインフルエンザの流行が報告されています。被災者、ボランティア自身を守るために、感染症予防対策を心がけてください。また、発熱等の症状が見られる場合には、ボランティア活動への参加を控えるようお願いします。

なお、災害ボランティアセンターでは、ボランティア用の衛生用品やマスクを用意できない場合がありますので、ボランティア自身でご用意ください。

■ 社会福祉法人・福祉施設関係

被災地では、浸水により入所者等が避難している福祉施設が 74 か所におよぶものの、人的被害はこれまでに報告されていません。

浸水、停電、断水等の被害状況は下表のとおりですが、とくに断水被害の多い福島県においては、県災害対策本部が給水車派遣を要請する等の対応にあたっています。

都県	被災施設数	被災状況別内数		
		浸水	停電	断水
岩手県	8	2	1	6
宮城県	14	7		7
福島県	174	43	19	150
茨城県	24	1	2	23
栃木県	24	23		2
群馬県	1	1		
埼玉県	11	11		1
千葉県	3	1	2	
東京都	5	2		3
神奈川県	20	5		15
長野県	30	26	6	1
静岡県	3	3		
計	317	124	30	208

(10月18日13:00時点/厚労省)

○被災施設への対応状況

都県社協、各種別協議会組織を通じて、被害状況・支援ニーズの把握とともに、各県内の種別協議会組織等による施設利用者の避難支援や受入れ、物資の応援等が行われています。

○災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動状況

【宮城県】

丸森町の避難所において、在宅介護サービスを利用していた一人暮らし高齢者等、福祉的配慮が必要な避難者に対応するため、県内のDWAT登録者が日中2～3名、避難所で活動を開始すべく準備を進めています。

【埼玉県】

川越市内の障害者施設の利用者の多くが一般避難所に避難しているため、その支援を中心に、県内DWAT登録者のうち、障害者支援の専門職が避難所に派遣され、対応にあたっています(19日～)。

【長野県】

長野県DWATが、10月15日から長野市内の避難者が多い4避難所において相談支援活動を展開しています。

また、活動継続に向けて他県DWATの応援派遣の要請があったことを受け、16日には活動経験があり、自県内での活動が予定されていない群馬県、岡山県のDWATリーダー・事務局を交えて、長野県社協と全社協(法人振興部)とで現地での協議を行いました。その結果、10月25日から11月20日の間、4名のチーム体制で7クール(1クール:4泊5日)、群馬県DWATを派遣する方針としました。

10月21日、厚生労働省からDWATによる活動への災害救助費の適用にかかる事務連絡が発出されたため、長野県から群馬県に対する正式要請に基づき、出動することとなりました。

■ 民生委員・児童委員関係

宮城県白石市の民生委員・児童委員1人が被災によりお亡くなりになりました(民生委員活動外)。

さらに住宅等への被害を受けた民生委員・児童委員も多数に上りますが、それぞれ可能な範囲で、災害ボランティアセンター等と連携をしながら被災者支援や要援護者等の状況把握、見守り支援等にあたっています。